省令

○総務省令第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項の規定に基づき、平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十一日

総務大臣　樽床　伸二
外務大臣　玄葉光一郎

平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令

平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項に規定する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

在外公館等投票記載場所	投票をしなければならない時間を別に定める日	投票をしなければならない時間
在インドネシア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前六日	午前九時三十分から午後一時までの間

○厚生労働省令第百五十六号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二十三条第三項及び第三十二条第四項の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十一日

厚生労働大臣　三井　辨雄

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の一部を改正する省令

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

社団法人徳島県獣医師会の項、社団法人愛知県獣医師会の項及び社団法人和歌山県獣医師会の項中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、財団法人高知県食鳥検査センターの項を削り、社団法人石川県獣医師会の項中「社団法人」を「公益社団法人」に、「三百二十四番地二」を「三百二十四番地三」に改め、財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会の項及び財団法人長崎県食鳥肉衛生協会の項中「財団法人」を「公益財団法人」に改め、社団法人福井県獣医師会の項中「社団法人」を「公益社団法人」に、「大手二丁目九番十号福井県電気ビル一階」を「松本三丁目十六番十号福井県職員会館ビル」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓令

○内閣府訓令第三十五号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政分析担当の項5中「第十九条第一項」を「第十三条第一項」に、「並びに同法第二十条第一項」を「、同法第十四条第一項」に改め、「支給に関すること」の下に「並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること」を加える。

附　則

この訓令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

告示

○金融庁告示第七十九号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十三条第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年九月金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年十一月二十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

第二条に次の一号を加える。

四十五　株式会社じぶん銀行

○復興庁告示第六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年十月十二日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第三号））に係る指定金融機関を平成二十四年十一月七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十四年十一月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社みちのく銀行
二　住所　青森県青森市勝田一丁目三番一号

○総務省告示第四百九十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十四年十一月二十一日

総務大臣　樽床　伸二

在パキスタン日本国大使、在ブータン日本国大使、在モルディブ日本国大使、在アンティグア・バーブーダ日本国大使、在ガイアナ日本国大使、在グレナダ日本国大使、在スリナム日本国大使、在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使、在セントビンセント日本国大使、在セントルシア日本国大使、在ドミニカ日本国大使、在ハイチ日本国大使、在バハマ日本国大使、在バルバドス日本国大使、在ベリーズ日本国大使、在アルバニア日本国大使、在アルメニア日本国大使、在アンドラ日本国大使、在キプロス日本国大使、在コソボ日本国大使、在サンマリノ日本国大使、在バチカン日本国大使、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使、在マルタ日本国大使、在モナコ日本国大使、在モルドバ日本国大使、在モンテネグロ日本国大使、在リヒテンシュタイン日本国大使、在キリバス日本国大使、在クック日本国大使、在サモア日本国大使、在ツバル日本国大使、在ナウル日本国大使、在バヌアツ日本国大使、在パプアニューギニア日本国大使、在アフガニスタン日本国大使、在イエメン日本国大使、在イラク日本国大使、在シリア日本国大使、在エリトリア日本国大使、在カーボヴェルデ日本国大使、在ガンビア日本国大使、在ギニアビサウ日本国大使、在コモロ日本国大使、在コンゴ共和国日本国大使、在サントメ・プリンシペ日本国大使、在シエラレオネ日本国大使、在スワジランド日本国大使、在セーシェル日本国大使、在赤道ギニア日本国大使、在ソマリア日本国大使、在チャド日本国大使、在中央アフリカ日本国大使、在トーゴ日本国大使、在ナミビア日本国大使、在ニジェール日本国大使、在ブルンジ日本国大使、在南スーダン日本国大使、在モーリシャス日本国大使、在リベリア日本国大使、在レソト日本国大使、在カラチ日本国総領事、東南アジア諸国連合日本政府代表部大使、国際連合日本政府代表部大使、国際民間航空機関日本政府代表部大使、在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使、軍縮会議日本政府代表部大使、経済協力開発機構日本政府代表部大使、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部大使及び欧州連合日本政府代表部大使

○総務省告示第四百号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号イ及びロの規定に基づき、平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙において在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を次のように定める。

平成二十四年十一月二十一日

総務大臣　樽床　伸二